

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(當日は、その翌日)
（当日は、その翌日）

目 次

- ◇ 告 示 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
健康保険法による保険薬剤師の登録
解除予定の保安林
土地の用途廃止
- ◇ 公 告 土地区画整理事業に係る調査事務の委託の廃止
昭和四十三年度蚕業改良指導員資格試験の実施
- ◇ 雑 報 鳥取食糧事務所管内出張所の位置の変更

告 示

鳥取県告示第五百三十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
薬師寺 整形外科医院	米子市東福原 六二五の一	整形外科、 理学診療科	薬師寺廓磨	昭和四十三年 七月一日	乙表点数表
石田 産婦人科医院	境港市上道町 一七七一	産科、婦人科	石田 公男	"	"
森下 医院	八頭郡河原町 河原	内科、小児科	森下 卓郎	"	"
松田 医院	日野郡日野町 根雨二二九	内科、小児科、 放射線科	松田 泰彦	"	"
山口 齒科医院	米子市立町四 丁目四一	齒科	山口富二雄	"	十日齒科点数表
岩間 薬局	倉吉市瀬崎町 二七七		岩間 豊	"	
岡田 医 院	東伯郡東伯町 丸尾字上ノ垣六	内科、外科、 産婦人科	岡田 俊郎	十四日	乙表点数表
吉田 齒科医院	気高郡青谷町 山根五四九	齒科	吉田 通	"	齒科点数表

鳥取県告示第五百三十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
小杉 武久	岩美郡国府町大字奥谷 四七七の一	鳥薬二二三	昭和四十三年六月二十日

鳥取県告示第五百三十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字向山北側四五の一

(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百三十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年七月十九日から用途廃止した。
昭和四十三年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
鳥取市徳尾字常念田一二五番ノ五地先	六・六三	道路敷
〃 一二五番ノ一二地先	一三・二六	〃
〃 古海字西開発七〇三番地先から七〇二番ノ七地先まで	二四・八八	水路敷

鳥取県告示第五百三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の第十四第二

項の規定に基づき、次の土地区画整理事業に係る調査事務の委託を昭和四十三年七月十五日限り廃止したので、同法同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。
昭和四十三年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 昭和三十七年十月五日鳥取市から鳥取県が委託を受けた鳥取都市計画鳥取駅前土地区画整理事業に係る調査事務

二 昭和四十一年六月二十七日米子市から鳥取県が委託を受けた米子都市計画米子駅前通り土地区画整理事業に係る調査事務

公 告

昭和43年度商業改良指導員資格試験を次の要領により実施する。
昭和43年7月19日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 試験期日 昭和43年9月20日 午前10時から午後4時まで
- 試験場所 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁
- 受験申込期日 昭和43年8月10日まで
- 受験出願書類提出先 鳥取市東町1丁目220 鳥取県農林部森糸課

5 その他

試験に関する詳細は、鳥取県農林部畜糸課に照会すること。

雑 報

鳥取食糧事務所管内出張所の位置を次のとおり変更したので、お知らせ
します。

昭和43年7月19日

鳥取食糧事務所長 吉 田 鉄 太 郎

移転出張所名

庁舎所在地

鳥取食糧事務所郡家支所
智頭出張所

八頭郡用瀬町用瀬213番地
用瀬産業会館内